

盛岡広域振興局長告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿妻穴堰土地改良区（盛岡市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年4月6日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 就任

理事

菅原公夫 紫波郡紫波町南伝法寺字下高木37番地1

2 退任

理事

長谷川與悦 紫波郡紫波町中島字下長根23番地